# 株主各位

静岡県浜松市中区寺島町200番地

# 株式会社河合楽器製作所

代表取締役 河 合 弘 隆

# 第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月25日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成26年6月26日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 静岡県浜松市中区寺島町200番地 当社本社10号館
- 3. 目的事項

# 報告事項

- 1. 第87期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件
- 2. 第87期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)計算書類の内容報 告の件

# 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. その他株主総会招集に関する事項

- (1)議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
- (2)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kawai.co.jp/ir/kabu/sokai.asp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載いたしました連結注記表および個別注記表を含んでおります。

以上

- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出くださいますようお願い申しあげます。
- (お知らせ) 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kawai.co.jp) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 平成25年4月1日) 至 平成26年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、現政権の経済・金融政策への期待感から株価が上昇し、消費税増税前の駆け込み需要の影響による個人消費の改善もあり、景気回復の動きがみられました。

一方、世界経済は米国では緩やかな回復基調にあるものの、欧州の景気は低迷が続き、中国をはじめとしたアジア経済の成長鈍化、ウクライナ情勢の緊迫化など先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは「グローバルブランドを確立する」、「音楽文化の普及に貢献する」、「お客様や株主の皆様からの高い信頼を得る」、「収益性を高め継続的な発展を目指す」を長期ビジョンとした「第4次中期経営計画」(平成25年4月~平成28年3月)の遂行に取り組んでまいりました。

同計画の初年度にあたる当連結会計年度は、当社の主力商品であるアップライトピアノの『Kシリーズ』を8年ぶりにモデルチェンジするなど商品力を高めるとともに、最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を軸とした高付加価値商品のプロモーション活動の強化、主要ショップの整備や国内外での音楽教室の積極展開などを推進し、ブランド力の向上と販売拡大に努めました。また、素材加工事業におきましても、自動車関連部品を中心に受注量の拡大と生産効率の向上に注力しました。一方、当社グループのさらなる事業拡大と企業価値の向上を目指して、株式会社全音楽譜出版社の全株式を取得し子会社化いたしました。

その結果、楽器販売が堅調に推移したことに加え、為替による押し上げや自動車関連部品の売上増加などにより、当グループの売上高は 60,387百万円 (前年度比 5,647百万円 10.3%増)となりました。このうち国内売上高は 41,071百万円 (前年度比 2,173百万円 5.6%増)となり、海外売上高は 19,316百万円 (前年度比 3,474百万円 21.9%増) でした。

損益につきましては、営業利益は 売上高の増加により 1,911百万円(前年度比740百万円増益)、経常利益は為替差益の発生もあり 2,517百万円(前年度比823百万円増益)となり、当期純利益は 1,547百万円(前年度比604百万円増益)となりました。

また、総資産は 44,694百万円 (前年度比 7,812百万円増)、有利子負債は 5,423百万円 (前年度比 2,246百万円増) となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

### く楽器事業>

当セグメントは、国内では『Shigeru Kawai』を軸としたブランドイメージの向上に注力したことに加え、アップライトピアノの新モデル投入効果や、消費税増税前の駆け込み需要の影響もあり、ピアノ・電子ピアノともに増加しました。海外では、北米においてピアノ販売が堅調に推移し、欧州では電子ピアノ販売が伸長しました。中国でのピアノ販売は、経済成長鈍化の影響を受けた第3四半期までの遅れを挽回し前年比増加となりました。

この結果、売上高は 29,907百万円 (前年度比 4,135百万円 16.0%増)となり、営業利益は国内での高付加価値商品の販売増加や国内外での電子ピアノの売上増加により 244百万円(前年度比 544百万円増益)となりました。

#### く教育関連事業>

当セグメントは、つくばエクスプレス沿線など人口増加エリアを中心に音楽教室を開設し、新規生徒募集に積極的に取り組んだことにより新入生徒数は増加したものの、既存教室の生徒数減少をカバーするには至らず、売上高は 17,027百万円(前年度比 341百万円 2.0%減)となり、営業利益は 1,205百万円(前年度比138百万円減益)となりました。

## <素材加工事業>

当セグメントは、電子電気部品の金属材料加工、銑鉄鋳物の製造販売、自動車 関連部品の材料加工、防音室・音響部材の生産販売等が主な内容です。CVT関連部 品の受注が増加し、また消費税増税前の駆け込み需要の影響もあり防音室の販売 が堅調に推移しました。

この結果、売上高は 10,283百万円(前年度比 1,427百万円 16.1%増)となり、 営業利益は 637百万円(前年度比 172百万円増益)となりました。

# <情報関連事業>

当セグメントは、I T機器の販売・保守およびコンピュータソフトウェアの販売等が主な内容です。I T機器の販売増加により、売上高は 2,952百万円(前年度比 442百万円 17.6%増)となり、営業損失は 5百万円(前年度比 8百万円改善)となりました。

### くその他>

その他の事業は、金融関連事業、保険代理店等の事業で構成されており、売上 高は 216百万円 (前年度比 16百万円 6.9%減) となり、営業損失は 22百万円 (

**—** 4 **—** 

前年度比 10百万円改善) となりました。

#### 事業セグメント別売上高

	区	分		分		第8 (24. 4~	6期 ~25. 3)	第8 (当連結会 (25. 4~	(計年度)	前年度比 増減額 (△は減)	前年度比 増減率 (△は減)
				売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)	(百万円)	(%)		
楽	器	事	業	25, 772	47. 1	29, 907	49. 5	4, 135	16.0		
教	育 関	連 事	業	17, 368	31. 7	17, 027	28. 2	△ 341	△ 2.0		
素	材 加	工事	業	8, 856	16. 2	10, 283	17. 0	1, 427	16. 1		
情	報関	連 事	業	2, 510	4.6	2, 952	4. 9	442	17. 6		
そ	0	り	他	232	0.4	216	0.4	△ 16	△ 6.9		
合			計	54, 740	100.0	60, 387	100.0	5, 647	10.3		

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は1,770百万円であります。その内訳は生産関係設備に対する投資が1,003百万円、営業関係設備に対する投資が766百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金については、自己資金および金融機関からの借入 によりまかなっております。

# (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、国内における消費税増税による反動の影響、欧州経済の低迷や中国およびアジア諸国の成長鈍化、またウクライナの政情不安による世界経済への影響が懸念され、予断を許さない状況が続くものと思われます。

こうした中、当社グループは「第4次中期経営計画」において、「世界の音楽文 化創造の担い手としての責任と誇りを持ち、着実な成長と発展を目指す」という 将来ビジョンのもと、成長戦略と構造改革の諸施策を着実に遂行し、利益確保に 努めてまいります。

楽器事業では、最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を軸としたプロモーション活動を国内外で展開するとともに、店舗等の販売基盤の整備を進め、高付加価値商品の販売拡大に努めてまいります。また、子会社化した株式会社全音楽譜出版社との間で商品や販売網の相互作用による相乗効果を発揮し、事業の拡大を図ってまいります。

教育関連事業は、人口増加エリアを中心に音楽教室の新設やコースの拡充を進めるとともに、体育事業では、地方公共団体の指定管理者制度を活用した施設運

営など事業拡大を図ってまいります。

素材加工事業においては、金属事業では自動車CVT向け材料加工分野での世界No.1企業を目指し関連部品の受注拡大を図るとともに、引き続き、半導体、CVTに次ぐ第3の柱の構築を図ってまいります。

これらの施策を実施することにより安定的な利益を確保し、着実な成長を図ってまいる所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

# (5) 財産および損益の状況

区分	}	_	期別	第84期 (22.4~23.3)	第85期 (23.4~24.3)	第86期 (24.4~25.3)	第87期 (当連結会計年度) (25.4~26.3)
売	上	高	(百万円)	58, 601	58, 058	54, 740	60, 387
経	常利	益	(百万円)	2, 269	2, 500	1, 694	2, 517
当	期 純 利	益	(百万円)	1,859	1, 608	943	1, 547
1 株	当たり当期純	利益	(円)	21.75	18.81	11.06	18. 28
総	資	産	(百万円)	37, 747	36, 525	36, 882	44, 694
純	資	産	(百万円)	13, 692	14, 758	16, 032	17, 062

<sup>(</sup>注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

# (6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
カワイアメリカコーポレーション	28,000 千US\$	100.0%	米国における楽器の卸販売
カワイヨーロッパGmbH	7,358 千Eur	100.0	欧州における楽器の卸販売
PT. カワイインドネシア	10,600 千US\$	100.0	楽器および楽器部品の製造
カワイ精密金属株式会社	200,000 千円	100.0	精密異形圧延技術による各種 金属の加工および販売

<sup>(</sup>注) PT. カワイインドネシアの出資比率は、子会社の出資分を含めた比率であります。

# (7) 主要な事業内容

	事	業	部	門		主 な 事 業 内 容
楽		器	事		業	楽器(ピアノ、電子楽器等)の製造仕入・販売、楽器の調律・修理
教	育	関	連	事	業	音楽教室および体育教室の運営、楽譜および音楽教育用ソフトの制作・ 販売
素	材	加	エ	事	業	電子電気部品用金属材料の加工、銑鉄鋳物の製造・販売、自動車部品用 材料の加工、防音室および音響部材の製造・販売
情	報	関	連	事	業	IT機器の販売・保守、コンピュータソフトウェアの開発・販売

# (8) 主要な営業所および工場

①当社の主要な営業所および工場

	名	称		所 在 地
本			社	浜松市中区
関	東	支	社	東京都渋谷区
中	部	支	社	名古屋市中区
関	西	支	社	大阪市中央区
竜	洋	工	場	静岡県磐田市

# ②主要な子会社の事業所

# <販売会社>

名称	所 在 地
カワイアメリカコーポレーション	アメリカ
カワイヨーロッパ GmbH	ドイツ
河合貿易(上海)有限公司	中国

# < 生産会社>

名称	所 在 地
PT. カワイインドネシア	インドネシア
河合楽器(寧波)有限公司	中国
カワイ精密金属株式会社	浜松市北区および長野県松本市

# (9) 従業員の状況

# ①企業集団の従業員数

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
	2, 9	17名		105名増

# ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,414名	14名増	46. 4歳	23.8年

(注) 上記の他に出向者 227名 (前事業年度末比 17名増) および臨時従業員 218名 (前事業年度末 比 3名減) がおります。

# (10) 主要な借入先

借 入 先 名	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,972百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	765
株 式 会 社 静 岡 銀 行	642
三井住友信託銀行株式会社	630

# (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 342,000,000株

(2) 発行済株式の総数 84,660,424株 (自己株式950,184株を除く)

(3) 株主数 8,371名

(4) 大株主

₩ → 7	当社への	出 資 状 況		
株主名	持 株 数	持 株 比 率		
株式会社河合社団	4,778千株	5.6%		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3, 705	4. 3		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2, 909	3. 4		
東京海上日動火災保険株式会社	2, 750	3. 2		
カワイ従業員持株会	2, 740	3. 2		
明治安田生命保険相互会社	2, 700	3. 1		
河合楽器取引先持株会	2, 331	2. 7		
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	2, 250	2.6		
株式会社静岡銀行	2, 040	2. 4		
日本生命保険相互会社	1, 592	1.8		

<sup>(</sup>注) 持株比率については自己株式 (950,184株) を控除して計算しております。

# 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) **当社役員が保有している新株予約権の状況** 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役

地		位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
							一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団 代表 理事
代表	長取締役	社長	河	合	弘	隆	カワイ精密金属株式会社 取締役
							株式会社河合社団 監査役
取	締	役	佐	野	良	夫	副社長執行役員・総務人事部長
							専務執行役員・楽器製造本部長
取	締	役	±.+	L	=	白尺	PT. カワイインドネシア 取締役
ДХ	机	1又	4.1		_	ιja	上海カワイ電子有限公司 董事長
							メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長
取	締	役	金	子	和	裕	常務執行役員・総合企画部長兼経理財務部長
取	締	役	小	倉	克	夫	相談役
取	締	役	稲	垣		誠	上席執行役員・素材加工事業担当
ДХ	WILI	112	1111	坦		叫人	カワイ精密金属株式会社 取締役
取	締	役	日	下	昌	和	上席執行役員・国内営業本部長
							上席執行役員・海外統括部長
取	締	役	西	尾	正同	由紀	カワイヨーロッパGmbH 取締役
							カワイアメリカコーポレーション 取締役
取	締	役	片	桐	_	成	片桐一成法律事務所
監査	查 役(常	常勤)	河	崎	哲	男	PT. カワイインドネシア コミサリス (監査役)
監査	查 役(常	常勤)	鈴	木	秀	_	カワイ精密金属株式会社 監査役
監	查	役	都	築	知	也	都築知也税理士事務所
監	查	役	田	畑	隆	久	田畑公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役 片桐一成氏は社外取締役であります。
  - 2. 監査役 都築知也氏および田畑隆久氏は社外監査役であります。
  - 3. 当社は、取締役 片桐一成氏、監査役 都築知也氏および田畑隆久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 4. 監査役 都築知也氏は税理士の資格を有し、各地の税務署長を歴任され、監査役 田畑隆久 氏は公認会計士の資格を有し、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 取締役 稲垣誠氏、取締役 日下昌和氏、取締役 西尾正由紀氏および監査役 鈴木秀一氏は、 平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
  - 6. 取締役 大窪素雄氏は、平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、任 期満了により退任いたしました。
  - 7. 監査役 嶋岡伸治氏は、平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって辞任 いたしました。

# (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支給人員	支 給 額	摘要
取 締	役	10名	155,823千円	(うち社外取締役 1名 5,775千円)
監 査	役	5名	39,870千円	(うち社外監査役 2名 13,860千円)
合	計	15名	195,693千円	

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 上記の人数には、平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって退任した 取締役1名および監査役1名を含んでおります。
  - 3. 平成元年6月29日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額は、月額2,000万円 以内(ただし、使用人分給与を含まない)、監査役については月額400万円以内と決議いた だいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ②特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

		取締役会	監査役会	発 言 状 況
取締役	片桐一成	9回中9回(100%)	_	弁護士として、法的見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	都築知也	9 回 中 8 回 (88.8%)	12回中10回 (83.3%)	税理士として、財務・会計の見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	田畑隆久	9回中9回(100%)	12回中12回 (100%)	公認会計士として、財務・会計の見地から適宜意 見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性 を確保するための助言・提言を行っております。

# ④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 明治監査法人
- (2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		37,	000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		37,	000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬 等の額にはこれらの合計額を記載しております。

# (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人の独立性および監査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮し、監査役と十分な連携をとりつつ、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

# (4) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

# (5) 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、カワイアメリカコーポレーション、カワイヨーロッパGmbH、PT. カワイインドネシアは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

# 6. 会社の体制および方針

# (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- イ. 取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、株主の皆様や国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社 ステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の基本と考え、その実現

に向け、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、当社グループの全役員および従業員等が遵守すべき事項を定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規準」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。

- (b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、 社内通報制度を構築し、その展開に努めております。
- (c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知 の徹底状況等の監査を行っております。
- (d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報・文書の保存および管理については、「文書管理 規程」、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程類を整備し、その対象、 保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、 規程類の見直しを進めております。

# ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を 行うため、「リスクマネジメント基本規程」を制定、施行するとともに、当 社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘 下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、コンプライアンス、環境問題、 情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。
- (b)「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取締役会に報告するものとしております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少人数に留め、 取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に 基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制を

とっております。

- (b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応するため、取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の重要事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (c) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るため、経営テーマ に応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。
- ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社および関係会社に対しては、当社としての担当役員および管掌部門を置き、子会社および関係会社における経営状況等の総括的管理を行う体制をとっております。
  - (b) 内部監査部門は、当社規程に準じて、各子会社および関係会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査するものとしております。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該 従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は 必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあ たっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたし ます。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき 従業員を置くことについては求めておりません。

- ト. 監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役 会の意見を尊重した上で行うものといたします。
- チ. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制
  - (a) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見 したときは、直ちに監査役に報告するものとしております。
  - (b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行うことができるものとしております。
- リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は、監査役に対し、当社取締役および当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。
  - (b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制シ

ステム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨(当社定款第41条)の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、連結配当性向20%以上を目標としております。また、当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。

この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては1株につき4円50銭とさせていただきたく、平成26年6月26日開催予定の第87期定時株主総会において付議させていただきます。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

イ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者(以下「方針決定 を支配する者」といいます。)の在り方について、基本的には、株主の皆様の自 由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものである と考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に当社の株主となっていた だき、また、その様々なご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映さ せることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からの様々な意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の主軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードや

— 15 —

ソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業である と考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず 文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えて おります。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経 営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えておりま す。

#### ロ. 基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ.の基本方針の実現に資するものであると考えております。

- (i) 当社は、平成28年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第4次中期経営計画」を、平成25年4月1日よりスタートさせております。「第4次中期経営計画」では、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造変革による収益力のある成長企業を目指すとともに、国内楽器事業で培った三位一体体制のグローバルな展開に取り組んでまいります。
- (ii) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外監査役を選任し、取締役の業務執行の 監査に当たらせております。加えて、平成24年6月からは新たに社外取 締役を選任することによりさらなるガバナンスの強化を図っております。

- (iii) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。
- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決 定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会における株主の皆様のご承認により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成25年6月27日開催の第86期定時株主総会における株主の皆様のご承認により内容を一

部改定のうえ、新たな対応方針として更新しております。

- ハ. 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
  - (a) ロ. (a) の取組みについて

「第4次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の採用、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりません。また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

(b) ロ. (b) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を 害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでは ないものと考えております。

- (i) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- (ii) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値および株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- (iii) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるも

のとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りすることとしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会後、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の皆様の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることのないよう努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成26年3月31日現在

科目	金額	科 目	金額
資産の部		負 債 の 部	
流動資産	25, 387, 689	流 動 負 債	14, 188, 662
現金及び預金	9, 387, 763	支払手形及び買掛金	4, 251, 590
受取手形及び売掛金	6, 529, 551	短 期 借 入 金	4, 117, 135
商品及び製品	4, 345, 478	未 払 金	1, 814, 349
仕 掛 品	1, 422, 607	未払法人税等	741, 616
原材料及び貯蔵品	1, 638, 702	未払事業所税	47, 802
繰 延 税 金 資 産	789, 536	賞 与 引 当 金	853, 224
未 収 入 金	558, 638	製品保証引当金	63, 470
前 払 費 用	440, 230	そ の 他	2, 299, 473
そ の 他	447, 238		
貸 倒 引 当 金	△172, 057		
固定資産	19, 306, 659	固定負債	13, 443, 616
有形固定資産	14, 938, 798	長 期 借 入 金	1, 306, 224
建物及び構築物	5, 239, 868	リース債務	139, 214
機械装置及び運搬具	2, 079, 818	繰延税金負債	82, 204
土 地	6, 479, 447	環境対策引当金	44, 713
リース資産	184, 744	老朽化設備対策引当金	90,000
建設仮勘定	380, 393	退職給付に係る負債	10, 831, 787
そ の 他	574, 526	資 産 除 去 債 務	653, 001
無形固定資産	1, 285, 676	そ の 他	296, 470
ソフトウェア	256, 635	負 債 合 計	27, 632, 278
のれん	534, 003	純資産の部	
そ の 他	495, 037	株 主 資 本	18, 083, 033
投資その他の資産	3, 082, 184	資 本 金	6, 609, 762
投資有価証券	1, 225, 042	資 本 剰 余 金	744, 565
繰延税金資産	354, 049	利 益 剰 余 金	10, 888, 094
そ の 他	1, 771, 735	自 己 株 式	△159, 387
貸 倒 引 当 金	△268, 642	その他の包括利益累計額	△1, 058, 022
		その他有価証券評価差額金	251, 310
		為替換算調整勘定	358, 134
		退職給付に係る調整累計額	$\triangle 1,667,467$
		少数株主持分	37, 059
		純 資 産 合 計	17, 062, 070
資 産 合 計	44, 694, 349	負債及び純資産合計	44, 694, 349

# 連結損益計算書

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

	科	目		金	額
 売			高	117.	60, 387, 990
売	上	· 原	価		45, 686, 191
売		総利	益		14, 701, 798
	費及び	一般管理			12, 789, 971
営	業	利	益		1, 911, 827
営	業外		益		
受 取	文 利 息 )	及び配当	金	67, 513	
持分	・法によ	る投資利	益	24, 625	
為	替	差	益	585, 539	
そ	0	か	他	200, 066	877, 745
営	業外	费	用		
支	払	利	息	57, 986	
そ	0	か	他	213, 911	271, 897
経	常	利	益		2, 517, 674
特	別	利	益		
固	定資	産 売 却	益	3, 097	
受	取	甫 償	金	30, 023	
補	助	金 収	入	33, 322	66, 443
特	別	損	失		
固	定資	産 除 却	損	59, 836	
減	損	損	失	136, 681	
老朽		策引当金繰刀	人額	90, 000	286, 517
税金	等調整	前当期純	利 益		2, 297, 600
法人	税、住民	税及び事業	纟 税	1, 000, 254	
法	人 税 🕯	等 調 整	額	△231, 010	769, 243
少数	株主損益訓	周整 前 当 期 純	1利益		1, 528, 356
少	数 株	主 損	失	△19, 207	△19, 207
当	期	純 利	益		1, 547, 563

# 連結株主資本等変動計算書

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

		株	主 資	本	(+12.11)
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	6, 609, 762	744, 565	9, 679, 179	△159, 013	16, 874, 493
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△338, 649		△338, 649
当 期 純 利 益			1, 547, 563		1, 547, 563
自己株式の取得				△373	△373
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1, 208, 914	△373	1, 208, 540
平成26年3月31日残高	6, 609, 762	744, 565	10, 888, 094	△159, 387	18, 083, 033

		その他の包				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
平成25年4月1日残高	244, 090	△1, 132, 758	ı	△888, 668	46, 419	16, 032, 244
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△338, 649
当期純利益				_		1, 547, 563
自己株式の取得				-		△373
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	7, 219	1, 490, 893	△1, 667, 467	△169, 354	△9, 360	△178, 714
連結会計年度中の変動額合計	7, 219	1, 490, 893	△1, 667, 467	△169, 354	△9, 360	1, 029, 826
平成26年3月31日残高	251, 310	358, 134	$\triangle 1,667,467$	△1, 058, 022	37, 059	17, 062, 070

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 (謄本)

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月22日

株式会社 河合楽器製作所

取締役会御中

明治監査法人

代表社員 業務執行社員 知知会計士 堀江清久 即

代表社員公認会計士 笹山 淳 印

業務執行社員公認云訂工 世 山 厚 印

代表社員 公認会計士 塚越継弘 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財 産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 (謄本)

# 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第87期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

# 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

# 株式会社 河合楽器製作所 監査役会

- 常勤監査役 河崎 哲男 印
- 常勤監査役 鈴木 秀一 印
- 社外監査役 都築 知也 印
- 社外監查役 田畑 隆久 印

# 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14, 550, 880	流動負債	12, 236, 065
現金及び預金	4, 728, 922	支 払 手 形	937, 887
受 取 手 形	343, 642	買 掛 金	2, 116, 921
売 掛 金	4, 043, 555	短期借入金	4, 691, 000
商品及び製品	1, 370, 588	1年内返済予定長期借入金	545, 268
仕 掛 品	803, 758	未 払 金	1, 466, 320
原材料及び貯蔵品	660, 036	未払法人税等	507, 999
前 渡 金	18, 906	未払事業所税	34, 500
前 払 費 用	302, 177	未 払 消 費 税 等	142, 677
繰 延 税 金 資 産	336, 168	未 払 費 用	480, 761
短 期 貸 付 金	134, 584	前 受 金	140, 696
未収入金	1, 720, 480	前 受 収 益	52, 735
その他	111,059	預 り 金	182, 295
貸倒引当金	△23, 000	賞 与 引 当 金	666, 540
固 定 資 産	19, 421, 981	資 産 除 去 債 務	12, 448
有形固定資産	9, 761, 917	設備購入支払手形	35, 670
建物	2, 903, 474	設備購入未払金	163, 262
構築物	137, 147	リース債務	54, 080
機械及び装置	529, 584	そ の 他	5, 000
車 両 運 搬 具	4, 305	固定負債	10, 301, 701
工具、器具及び備品	347, 632	長期借入金	1, 174, 487
土地	5, 538, 244	リース債務	136, 515
リース資産	181, 520	退職給付引当金	7, 993, 920
建設仮勘定	120, 007	環境対策引当金	36, 288
無形固定資産	480, 419	老朽化設備対策引当金	90, 000
借 地 権	27, 000	資 産 除 去 債 務	653, 001
電話加入権	72, 151	預り保証金	217, 369
ソフトウェア	233, 205	その他	119
そ の 他	148, 062	負債合計	22, 537, 766
投資その他の資産	9, 179, 644	純資産の部	11 000 110
投資有価証券	570, 812	株主資本	11, 220, 140
関係会社株式	5, 236, 469	資 本 金	6, 609, 762
関係会社出資金	1, 217, 273	資本 剰 余 金	744, 565
長期貸付金	185, 256	資本準備金	744, 565
破産更生債権等	14, 858	利益剰余金	4, 025, 200
長期前払費用	12, 698	利益準備金	226, 314
繰延税金資産	546, 450	その他利益剰余金	3, 798, 885
敷金物	1, 287, 020	固定資産圧縮積立金	19, 985
その他 人貸 倒 引 当 金	128, 805	繰越利益剰余金 自 <b>己 株 式</b>	3, 778, 899
貸 倒 引 当 金	△20,000	自 己 株 式   評価・換算差額等	△159, 387
		評価・授昇差額等   その他有価証券評価差額金	214, 955 214, 955
		純資産品が が、対していた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11, 435, 095
資 産 合 計	33, 972, 861	 負債及び純資産合計	33, 972, 861
具 生 口 ii	33, 912, 801	具限及い代見性ロゴ	33, 912, 801

# 損益計算書

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

							(単位:下円)
		科		目		金	額
:	売		上		高		48, 650, 016
:	売	上	原	Ī	価		38, 609, 707
	売	上	総	利	益		10, 040, 308
,	販売	費及し	<b>人</b> 一 船	设 管 理	費		9, 385, 592
	営	業		利	益		654, 716
;	営	業	外	収	益		
	受	取 利 息	及び	配当	金	369, 678	
	為	替	Ž	差	益	522, 017	
	そ		Ø		他	252, 035	1, 143, 731
;	営	業	外	費	用		
	支	払	7	制	息	61, 014	
	そ		Ø		他	211, 333	272, 347
	経	常		利	益		1, 526, 099
!	特	別	禾	IJ	益		
	固	定資	産	売 却	益	627	
	土	地	売	却	益	700	
	受	取	補	償	金	30, 023	
	補	助	金	収	入	31, 803	
	投	資 損 失	引当	金戻入	額	17, 900	81, 055
!	特	別	損	Į	失		
	固	定資	産	除 却	損	59, 334	
	減	損	1	損	失	135, 922	
	老木	5 化設備文	対策引	当金繰入	額	90, 000	285, 256
	税	引 前	当 期	純 利	益		1, 321, 898
	法	人税、住	民 税 及	び事業	税	482, 501	
	法	人 税	等 詞	調整	額	△329, 886	152, 615
1	当	期	純	利	益		1, 169, 282

# 株主資本等変動計算書

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

	株主資本									
	資本剰		剰余金	利余金		利益剰余金				
	資本金	資本	資本剰余金 合計	利益準備金	そ <i>の</i> 利益剰	D他 削余金	利益剰余金			
		準備金			固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	合計			
平成25年4月1日残高	6, 609, 762	744, 565	744, 565	192, 449	-	3, 002, 117	3, 194, 567			
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			-			△338, 649	△338, 649			
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			-	33, 864		△33, 864	-			
固定資産圧縮積立金の積立			-		20, 726	△20, 726	-			
固定資産圧縮積立金の取崩			-		△740	740	-			
当期純利益			-			1, 169, 282	1, 169, 282			
自己株式の取得			-			-	-			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			-			-	-			
事業年度中の変動額合計	-	1	-	33, 864	19, 985	776, 782	830, 632			
平成26年3月31日残高	6, 609, 762	744, 565	744, 565	226, 314	19, 985	3, 778, 899	4, 025, 200			

	株主	資本	評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成25年4月1日残高	△159, 013	10, 389, 881	225, 513	10, 615, 394
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△338, 649		△338, 649
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		-		-
固定資産圧縮積立金の積立		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		1, 169, 282		1, 169, 282
自己株式の取得	△373	△373		△373
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	△10, 558	△10, 558
事業年度中の変動額合計	△373	830, 259	△10, 558	819, 700
平成26年3月31日残高	△159, 387	11, 220, 140	214, 955	11, 435, 095

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 (謄本)

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月22日

株式会社 河合楽器製作所

取締役会御中

明治監査法人

代表社員 業務執行社員 堀江清久 即

代表社員 業務執行社員 公認会計士 笹山 淳 即

代表社員公認会計士 塚越継弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

業務執行社員

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及び その附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 (謄本)

# 監 杳 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本 方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規 則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を 損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めま す。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社 河合楽器製作所 監査役会

 常勤監査役
 河崎哲男

 常勤監査役
 鈴木秀一

 計外監査役
 都築知也

社外監査役 都築 知也 ⑩ 社外監査役 田畑 隆久 邱

以上

# 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、現在は原則として期末配当のみを行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては株主各位の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
  - 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額 当社普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は380,971,908円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日平成26年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を100株とすることとし、投資単位の水準や株主様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式の併合を行い、株式併合の効力発生と同時に、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する予定であります。

2. 併合の割合

当社普通について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- 3. 株式併合の効力発生日 平成26年10月1日
- 4. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いた いと存じます。

## 第3号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。
  - (2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である 平成26年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。 なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたしま す。
- 2. 変更の内容

現行定款の一部を下記の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、
3億4千2百万株とする。	<u>3千4百2十万</u> 株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u>	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株
株とする。	とする。
(新 設)	附 則 第6条 (発行可能株式総数) および第8条 (単元株式数) の変更は、平成26年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成26年10月1日の経過後、これを削除する。

# 第4号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員9名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者全員は、第86期定時株主総会の決議により更新いたしました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)に賛成する旨を表明しております。

候補者番号		略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	が か ひろたか 河 合 弘 隆 (昭和22年6月27日生)	昭和51年1月 当社入社 昭和54年8月 当社取締役 昭和58年8月 当社常務取締役 昭和60年8月 当社代表取締役専務 昭和62年6月 当社代表取締役副社長 平成元年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団 代表理事 カワイ精密金属株式会社 取締役 株式会社河合社団 監査役	株 1, 109, 000
2	佐 野 良 夫 (昭和24年12月12日生)	昭和40年4月 当社入社 平成14年6月 株式会社カワイハイパーウッド 代表取締役社長 平成16年8月 当社塗装事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任) 当社上席執行役員 当社総務人事部長(現任) 平成23年6月 当社副社長執行役員(現任)	株 102, 000
3	むらかみ じろう 村 上 二 郎 (昭和24年5月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社電子楽器事業部長 平成17年6月 当社執行役員 平成23年4月 メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長(現任) 6月 当社取締役(現任) 当社上席執行役員 平成24年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社楽器製造本部長(現任) 6月 当社専務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長 PT.カワイインドネシア 取締役 上海カワイ電子有限公司 董事長	株 35, 000

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	かねら かずひる 金 子 和 裕 (昭和28年11月10日生)	昭和53年4月 当社入社 平成元年4月 株式会社浜名湖国際頭脳センター 出向 平成21年2月 当社秘書室長 平成22年5月 当社総合企画部長 (現任) 平成23年6月 当社取締役 (現任) 当社上席執行役員 平成25年4月 当社経理財務部長 (現任) 6月 当社常務執行役員 (現任)	株 45,000
5	くさか 書きかず 日 下 昌 和 (昭和28年11月12日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年4月 当社関東支社副支社長 平成20年2月 当社中部支社長 6月 当社執行役員 平成21年2月 当社関東支社長 平成25年4月 当社国内営業本部長(現任) 6月 当社取締役(現任) 当社上席執行役員(現任)	株 24,000
6	だしま まきゅぎ 西 尾 正 由 紀 (昭和28年12月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年2月 当社マーケティング戦略室長 平成18年2月 当社海外統括部営業部長 平成20年8月 当社執行役員 平成25年4月 当社海外統括部長(現任) 6月 当社取締役(現任) 当社上席執行役員(現任)	株 29, 000
		(重要な兼職の状況) カワイアメリカコーポレーション 取締役 カワイヨーロッパGmbH 取締役	
7	がたぎり いちせい 片 桐 一 成 (昭和22年7月9日生)	昭和60年4月 弁護士登録 片桐一成法律事務所開設 平成22年6月 当社補欠監査役 平成24年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 片桐一成法律事務所 代表	株 3,000
*8	かとう で <sup>あゆ</sup> 幸 伊 藤 照 幸 (昭和28年9月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社関東支社中関東営業部長 平成20年10月 当社国内営業本部音楽教育部長 (現任) 平成22年2月 当社執行役員(現任)	株 16, 000

#### (注) 1. \*は新任候補者であります。

<sup>2.</sup> 取締役候補者 河合弘隆氏は一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団の代表理事を兼ね、当社は同財団に対する寄付金の拠出ならびに建物の賃貸借等の取引関係があります。

3. 取締役候補者 村上二郎氏は上海カワイ電子有限公司董事長を兼ね、当社は同社との間に電子ピアノの購入等の取引関係があります。

その他の各取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

- 4. 社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。
  - ①取締役候補者 片桐一成氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - ②取締役候補者 片桐一成氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士としての豊富な知見および高い見識を有され、専門的見地から当社経営に対し、有用な助言、監督をいただいており、引き続き適切な指導をいただくことを期待するためであります。なお、同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
  - ③取締役候補者 片桐一成氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年間となります。
  - ④当社は社外取締役がその期待される役割を十分に発揮されるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役候補者 片桐一成氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 河崎哲男氏が辞任されますので、監査役1名の 選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者は監査役 河崎哲男氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款第31条第2項の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名		略歴、地位	所有する当
(生年月日)		および重要な兼職の状況	社株式の数
	昭和47年4月	当社入社	
	平成13年2月	当社楽器事業本部海外統括部長	
おぐらかっお	平成16年6月	カワイヨーロッパGmbH支配人	
	平成17年6月	当社上席執行役員	株
(IIII 4 - 0 0 / T 1 1 B 1 B 4 )	平成18年6月	当社海外統括部長	93, 000
(昭和23年11月1日生)		当社取締役 (現任)	
	平成23年6月	当社常務執行役員	
	平成25年6月	当社相談役 (現任)	

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
  - 2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の補欠監査役の選任決議の有効期間が本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、社外監査役である都築知也氏および田畑隆久氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、 取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていた だきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

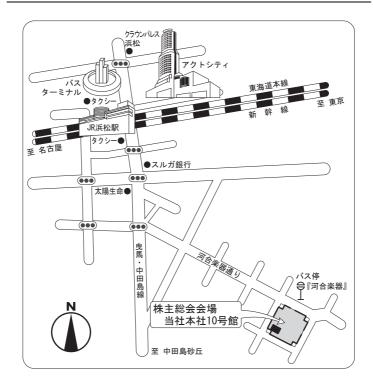
氏名	略歴、地位	所有する当
(生年月日)	および重要な兼職の状況	社株式の数
なかのよしなみ 中野好文 (昭和23年5月10日生)	昭和42年3月 税務大学校名古屋研修所卒業 平成14年7月 浜松東税務署長 平成18年7月 名古屋国税局課税第二部次長 平成19年7月 静岡税務署長 平成20年8月 税理士開業 (重要な兼職の状況)	株 0
	中野好文税理士事務所代表	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 中野好文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 中野好文氏を補欠監査役候補者とした理由は、各地の税務署長等を歴任され、また税理士として税務および会計に関し豊富な知見および高い見識を有され、それらを当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、社外監査役としての職務遂行が適切に遂行できるものと判断したためであります。
  - 4. 中野好文氏が社外監査役に就任した場合には、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。また、当社は同氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

以上

〈メ	モ	欄〉

# 株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市中区寺島町200番地 当社本社 10号館

交 通 JR浜松駅より 徒歩10分 遠鉄バス 遠州浜行 河合楽器下車